

○麻疹に関する特定感染症予防指針

(平成十九年十二月二十八日)

(厚生労働省告示第四百四十二号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項及び予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十条第一項の規定に基づき、麻疹に関する特定感染症予防指針を次のように策定したので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十一条第一項及び予防接種法第二十条第四項の規定により告示し、平成二十年一月一日から適用する。

麻疹に関する特定感染症予防指針

麻疹は、「はしか」とも呼ばれ、高熱と耳後部から始まり体の下方へと広がる赤い発疹を特徴とする全身疾患である。感染力が非常に強い上、罹患すると、まれに急性脳炎を発症し、精神発達遅滞等の重篤な後遺症が残る、又は、死亡することがある。さらに、よりまれではあるが、亜急性硬化性全脳炎という特殊な脳炎を発症することがあり、この脳炎を発症した場合には、多くは知能障害や運動障害等が進行した後、数年以内に死亡する。こうした麻疹の感染力及び重篤性並びに流行した場合に社会に与える影響等にかんがみると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、国民一人一人が、その予防に積極的に取り組んでいくことが極めて重要である。

我が国においては、昭和五十一年六月から予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく予防接種の対象疾病に麻疹を位置づけ、積極的に接種勧奨等を行うことにより、麻疹の発生の予防及びまん延の防止に努めてきた。こうした取組の結果、周期的な流行はみられるものの、麻疹の患者数は着実に減少してきたところである。また、平成十八年四月からは、麻疹の患者数が減少し、自然感染による免疫増強効果が得づらくなってきた状況を踏まえ、それまでの一回の接種から二回の接種へと移行し、より確実な免疫の獲得を図っている。しかし、平成十九年に十代及び二十代を中心とした年齢層で麻疹が大流行し、高等学校や大学において休業等の措置がとられ、また、麻疹のワクチンや検査キットの確保が困難になるなど、大きな混乱が生じた。こうした事態を受け、麻疹対策の更なる強化が求められている。

一方、麻疹を取り巻く世界の状況に目を向けると、世界保健機関西太平洋地域事務局は、平成二十四年（二千十二年）までに麻疹の排除（国外で感染した者が国内で発症する場合を除き、麻疹の診断例が一年間に人口百万人当たり一例未満であり、かつ、ウイルスの伝播が継続しない状態にあることをいう。以下同じ。）を達成するという目標を掲げており、我が国を含め、世界保健機関西太平洋地域事務局管内の各国は、目標の達成に向けた対策を求められているところである。なお、平成十九年（二千七年）現在、南北アメリカ大陸や大韓民国においては、既に麻疹の排除を達成したと宣言している。

本指針はこのような状況を受け、平成二十四年度までに麻疹を排除し、かつ、その後